

山縣市公共建築物における木材利用推進方針

第1 目的

木材の利用推進を図ることは、総面積の約84%を森林が占める山州市の豊かな自然をいかしながら、森林の持つ多面的機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献するものである。

このため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

第2 木材利用促進のための施策に関する基本的事項

市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、公共建築物の整備にあたっては、費用面で著しく合理性を欠かない範囲において、可能な限り木材を使用するよう努める。

また、特殊な加工等を必要とする場合を除き、山州市内で生産・加工された木材を優先的に使用するものとする。

第3 公共建築物における木材利用の目標

(1) 公共建築物の木造化

市が整備する公共建築物については、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物について、積極的に木造化を推進する。

なお、災害応急対策に必要な施設、治安上の目的等により木造以外の構造とすべき施設など、当該建築物に求める機能等の観点から、木造になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を推進する対象としないものとする。

(2) 公共建築物の内装等の木質化

市が整備する公共建築物については、木造化を図ることが困難であると判断される公共建築物や、既存の公共建築物の改修を行う場合においては、内装等の木質化を可能な限り推進するものとする。

(3) 備品等における木材の利用推進

公共建築物に導入する備品等については、木材を用いた製品を積極的に導入するよう努める。

(4) 木質バイオマスの利用推進

公共建築物へ暖房器具やボイラー等設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものを導入するよう努める。

第4 公共土木工事における木材利用の目標

市が行う公共土木工事において、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等の木材及び木製品を積極的に使用するものとする。

第5 普及啓発

公共建築物の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

第6 公共建築物のコストに関して留意する事項

公共建築物における木材の利用にあたっては、建築自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコストについても考慮する。

また、利用者のニーズや木材の利用促進の意義や効果等も考慮した総合的な判断により、木材利用に努めるものとする。

第7 その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成25年1月28日より適用する。